

農林水産物・食品の輸出について

平成31年4月19日

吉川臨時議員提出資料

MAFF

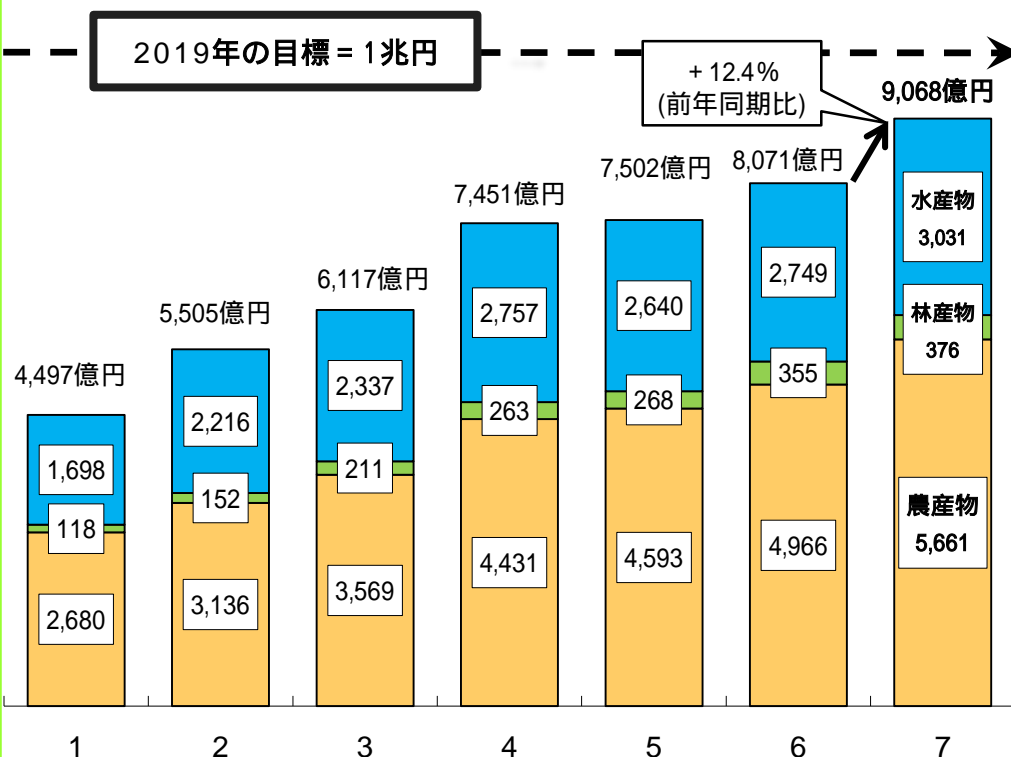
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

農林水産物・食品の輸出促進の取組

- 農林水産物・食品の輸出額は6年連続で過去最高を更新し、2018年の輸出額は9,068億円。
- 2019年の1兆円目標、その後の更なる輸出の拡大に向けて、TPP11や日EU・EPAの発効をチャンスと捉え、農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の推進、日本食海外プロモーションセンター(JFOODO)による高付加価値の日本ブランドの確立のための戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等を強化。
- 生産者の利益につながる輸出促進の取組と、2020年オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンドの取組を一体的に推進。

農林水産物・食品の輸出実績



GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト)

- 輸出に取り組む産地・事業者のすそ野の拡大
登録者に輸出診断等の支援を実施。
登録数1,120件(3月末)
- 海外のニーズ・規制に対応したグローバル産地づくりの支援



TPP11、日EU・EPAの発効

- TPP11 (2018年12月30日発効)
 - ・ ほぼ全ての輸出重点品目で関税撤廃
- 日EU・EPA (2019年2月1日発効)
 - ・ ほぼ全ての輸出重点品目で関税撤廃。
 - ・ 地理的表示の相互保護

ジェトロの見本市出展、海外商談会を集中して実施。

TPP11	6回(2018年度)	7回(今年度)
EU	2回(2018年度)	13回(今年度)

農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた主な課題

- 更なる輸出拡大のためには、輸出相手国の食品安全等の規制への対応が最大の課題であり、海外の規制への国内対応や、相手国との協議について、関係省庁の連携のもと、政府を挙げて課題解決を迅速に進める。
- 加えて、海外ニーズ・規制に対応した産地づくり、産地と市場をつなぐ機能の強化、輸出とインバウンドとの一体的な推進に取り組む。

1 輸出先国の食品安全等の規制への対応

(1) 海外の規制に対する国内の体制の整備

- 米国・EU等向けの牛肉等の輸出に関する処理施設のHACCP認定が完了していないものがある。
- 残留物質モニタリングの枠組が未整備のもの等がある。
 - 海域モニタリングの実施が一部海域に限定されている。

(2) 輸出障壁の撤廃・緩和、輸出条件に関する協議

- 輸出相手国による施設等登録や、商品登録等、海外の食品安全規制に関する手続等が滞っているものがある。
引き続き、8の国・地域において原発事故に伴う輸入停止措置が継続。18か国・地域51件について、検疫協議中。

関係省庁の連携のもと、政府を挙げて課題解決を迅速に進める。

2 海外のニーズ・規制に応じた産地づくり

海外の買い手が求める品質・ロットに対応し、農薬等の規制や検疫条件に対応できるグローバル産地の育成がまだ少数。

GFPにおいて進めているグローバル産地づくりを加速化。

4 輸出促進とインバウンドの一体的な推進

- インバウンドの最大の訪日目的は「日本食を食べること」。

訪日中の多様な旅行体験と「食」を組み合わせ、新たな価値を創出して輸出に繋げるプロジェクトを準備中。

3 産地と海外市場をつなぐ商流・物流

産地と海外バイヤーをつなぐ商社機能が十分に果たされていない。海外バイヤーとの交渉力の強化が必要。

地域商社の底上げ、マッチングの強化を図る仕組の構築。

- 輸出の際の荷崩れ等の輸送ロスが依然として発生。

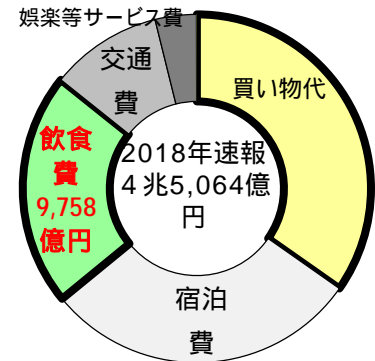
輸出に適した包材・梱包方法の規格化・普及。

世界の食需要の獲得に向けて

- 従来の農林水産物・食品の輸出額に加え、訪日外国人の飲食・買物といった**インバウンド消費**、**日系食品企業や農業者の現地生産・外食事業の海外売上**、**技術ライセンス等の知的財産**に係る収入など、ビジネスチャンスが存在。
- 農林水産業も含めた**食産業全体での外需の獲得**に視野を広げた取組の検討が必要。

インバウンド消費

- 2018年の訪日外国人の飲食費支出は**9,758億円**。



- 2018年の訪日外国人旅行者の食料品等の買物代は**3,314億円**

費目	2017年		2018年	
	金額 (億円)	シェア	金額 (億円)	シェア
1菓子類	1,589	10%	1,761	11%
2その他食料品等	1,868	11%	1,553	10%
うち酒類	456	3%
うち生鮮農産物	119	1%
食料品等 (1+2)	3,456	21%	3,314	21%

現地生産・外食サービス展開

- 日本産の農産品を利用した加工品の**海外生産が進展**

【伊藤園】
原料となる**緑茶を日本から輸出**し、海外の緑茶ペットボトル飲料の工場**で緑茶飲料を生産**。日本ブランドとして販売。

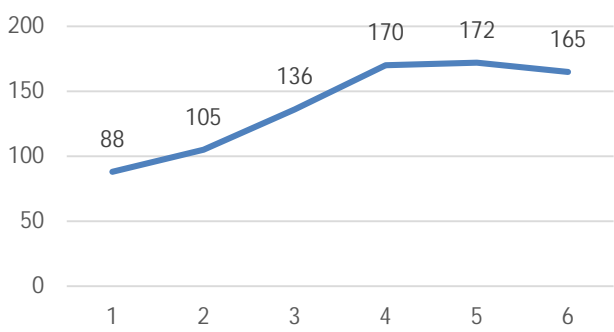
- 日本**の外食産業の海外展開が進展** (参考)

海外の日本食レストラン数
8万9千店 (2015)
11万8千店 (2017)

【百農社】
香港に**日本産米を使用したおむすび専門店**を展開。2019年3月時点で50店舗を展開。(2017年日本産米使用量：約300トン)

知財収入

- **知財収入は上昇傾向**
食料品製造業の特許料、実用新案権、著作権の受取金額(億円)



- **知的財産の海外での活用事例も登場**

はちまんたい あしろ
【岩手県八幡平市 (安代りんどう)】
りんどうの**新品種を開発**し、**国内外で育成者権、商標権を取得**。生産者への種・苗の供給、栽培指導を行い、**ロイヤリティを回収**。
南半球での**契約栽培**により、**世界市場へ周年供給**。



參考資料

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

GFP(ジー・エフ・ピー)とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称であり、農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。

平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。

当該サイトに登録した者を対象に、**農林水産省が「輸出の可能性」**を診断することにより、サポートを10月より開始。



GFP登録者へのサービス提供

農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・輸出診断を無料で実施
- ・輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・輸出のための産地づくりは、計画策定から支援
- ・メンバー同士の交流イベントへの参加

輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・メンバー同士の交流イベントへの参加

GFPへの登録状況（3月末現在）

平成30年8月31日の発表以降、平成31年3月末段階での**登録事業者数は全1,120件**

輸出診断の対象者である農林水産物・食品事業者は746件。そのうち**輸出診断（訪問診断）を希望している事業者は370件（33%）**。

		登録数(比率)
登録事業者数		1,120
農林水産物 食品事業者	うち、輸出診断申込み数	746 (67%)
	うち、訪問診断申込み数	571 (51%)
	うち、訪問診断申込み数	370 (33%)
流通事業者、物流業者等		374 (33%)

農林水産業の輸出力強化のうち GFPグローバル産地づくり推進事業

【平成31年度予算概算決定額 1.5 (-) 億円】
 (平成30年度第2次補正予算額 9.6億円の内数)



平成30年8月末に立ち上げた「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP)を推進するため、**産地形成に必要な計画策定等の支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等**により、輸出先国のニーズや規制等に対応した**グローバル産地の形成を図るとともに**、輸出に意欲ある生産者等への輸出診断、コミュニティの形成を行います。

< 政策目標 >

農林水産物・食品の輸出額の拡大 (8,071億円 [平成29年] 1兆円 [平成31年まで])

< 事業の内容 > 内容の詳細は変更されることがあります。

1 グローバル産地計画策定等の支援

相手国のニーズや規制等に対応した**グローバル産地**の形成を進めるため、**計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善**などの取組を支援します。

計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階の取組も支援します。

都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

事業実施者

・農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等(都道府県等を通じて支援)

輸出に知見のある者が何らかの形で関与する体制をとる必要があります。

関連事業 (優先採択等の措置を実施)

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ・水産基盤整備事業
- ・持続的生産強化対策事業
- ・植物品種等海外流出防止総合対策事業
- ・食料産業・6次産業化交付金
- ・林業成長産業化総合対策 等

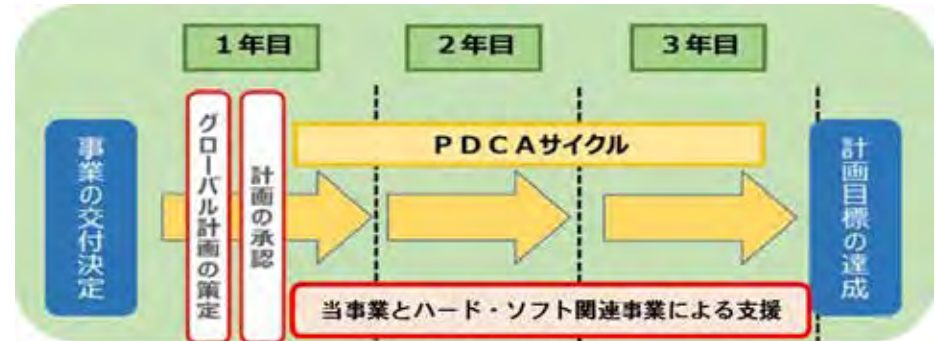
(関連事業は各事業の仕組みで実施)

2 GFPコミュニティの形成、輸出診断等

生産者等への**輸出診断**や、サイト交流会によるGFP登録者のコミュニティ形成を行うなど意欲ある生産者等に重点的なサポート・情報を提供します。

< 事業イメージ >

グローバル産地計画策定とその取組に対する支援



- ・本事業を活用しないグローバル産地計画も一定の要件の下で承認します。
- ・GAP等の取組を要件とします。認証取得は求めません。

取組例

輸出ニーズに対応した、生産・加工の転換・拡大、技術導入、産地間連携、商品開発、輸出対応施設の整備、低コスト化の取組 等々

輸出診断の様子

意欲ある生産者等を農林水産省・ジェトロが訪問してサポート



長野県、無農薬米



宮城県、いちご



香川県、ドライフルーツ

TPP 11における主な農林水産物・食品の交渉結果と輸出の状況

品目	国	市場アクセス		2018年輸出額 (百万円)	
		WTO共通税率 [EPA税率] (注)	交渉結果	世界	TPP 11
米	ベトナム	40% [15%(日ベトナムEPA), 13%(日ASEAN)]]	即時撤廃	3,756	1,032
	マレーシア	40%	11年目撤廃		
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃	24,731	2,724
	メキシコ	枠外20～25% 枠内[6,000ト、12～22.5%]	10年目撤廃		
	ベトナム	8～30%[1.4又は7.5%]	3年目撤廃		
りんご	ベトナム	10%[1.5%]	3年目撤廃	13,970	329
なし	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃	1,000	96
	カナダ	無税又は2.81セント/kg (但し、10.5%を上限)	即時撤廃		
花き	カナダ	0又は6% (植木・盆栽・鉢もの)、無税～16% (切り花)	即時撤廃	12,851	3,057
茶	ベトナム	40%[15%]	4年目撤廃	15,333	2,517
清酒	カナダ	2.82～12.95セント/リットル	即時撤廃	22,232	2,630
	ベトナム	55% [6%]	3年目撤廃		
	メキシコ	20% [無税]	即時撤廃		
焼酎	カナダ	0.1228セント/リットル/アルコール度数1%	即時撤廃	1,530	202
味噌	ベトナム	20% [45%]	5年目撤廃	3,518	652
	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃		
醤油	ベトナム	33%[4%]	6年目撤廃	7,727	1,058
	マレーシア	10%[無税]	即時撤廃		
チョコレート	ベトナム	13～35% [7.5又は13%]	5～7年目撤廃	9,365	1,039
	マレーシア	10又は15% [無税]	即時撤廃		
ぶり・さば・さんま	ベトナム	10～15% [3.0～30%]	即時撤廃	43,681	5,058
さけ・ます	ベトナム	10～20%[3.0又は11.0%]	即時撤廃	4,907	2,182

(注)2018年4月1日時点の税率 (EPA税率が高い場合はWTO共通税率を適用)。

日EU・EPAにおける主な農林水産物・食品の交渉結果と輸出の状況

品目	現行関税率（注1）	日EUEPA 譲許内容（注2）	輸出金額（億円） （2018年）
水産物	無税～26%（なまこ調製品等）	即時撤廃	65
醤油等調味料	7.7%（醤油）	即時撤廃	66
アルコール飲料	無税～32ユーロ/100ℓ	即時撤廃	76
緑茶	無税～3.2%	即時撤廃	25
牛肉	12.8%+141.4～304.11ユーロ/100kg	即時撤廃	16
花き	6.5又は8.3%（植木・盆栽・鉢もの） 8.5又は10%（切り花）	即時撤廃	5
林産物 （木材・木材製品）	無税～10%	即時撤廃	5
青果物	12.8%（かんきつ（ゆず等）） 9.5ユーロ/100kg（ながいも）	即時撤廃	0.6
豚肉	46.7～86.9ユーロ/100kg	即時撤廃	-
鶏肉	6.4%、18.7～102.4ユーロ/100kg	即時撤廃	-
鶏卵 （粉卵等含む）	16.7～142.3ユーロ/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品	118.8ユーロ/100kg 等（脱脂粉乳） 189.6ユーロ/100kg 等（バター）	即時撤廃	-

EU向け輸出重点品目：水産物（ほたて貝、ぶり）、牛肉、調味料、日本特有の食材（ゆず等）、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

（注1） 2018年4月1日時点の税率。

（注2） ほたて貝（段階的に8年目に撤廃）、アイスクリーム（段階的に6年目までに70%削減）、ココア粉（段階的に8年目までに25%削減）等を除く。

（ ） 現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた**54の国・地域のうち、31の国・地域で撤廃、23の国・地域で継続。**

規制措置の内容(国・地域数)		国・地域名
事故後の輸入規制を完全に撤廃(31)		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン
事故後の輸入規制を継続(23)	一部都県等を対象に輸入停止(8)	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国、フィリピン
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求(14)	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、エジプト、レバノン、コンゴ民主共和国、モロッコ、EU(加盟国28か国を1地域とカウント)、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ロシア
	自国での検査強化(1)	イスラエル

注1) 2019年3月22日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
 注2) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

対米国施設

稼働中

(株)いわちく

(株)熊本畜産流通センター

(株)ミヤチク 都農工場 (宮崎県)

(株)ミヤチク 高崎工場 (宮崎県)

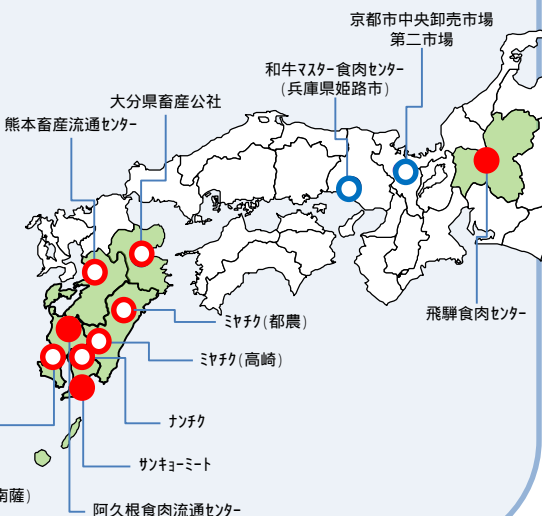
(株)JA食肉かごしま南薩工場

(株)ナンチク (鹿児島県)

(株)大分県畜産公社

認定申請中

(株)北海道畜産公社
道東事業所十勝工場



対米国・EU施設

稼働中

(株)群馬県食肉卸売市場

飛騨食肉センター (岐阜県)

(株)阿久根食肉流通センター (鹿児島県)

サンキョーミート(株) (鹿児島県)

整備中

(株)栃木県畜産公社

認定申請中

(株)ナンチク (鹿児島県)
【再掲】 対米国認定済、対EU認定申請中

和牛マスター食肉センター (兵庫県)
対米国・EU認定申請中

申請準備中

京都市中央卸売市場
第二市場
対米国・EU申請準備中

(株)ミヤチク 都農工場
【再掲】【新工場】 (宮崎県)
対米国認定申請中、対EU申請準備中

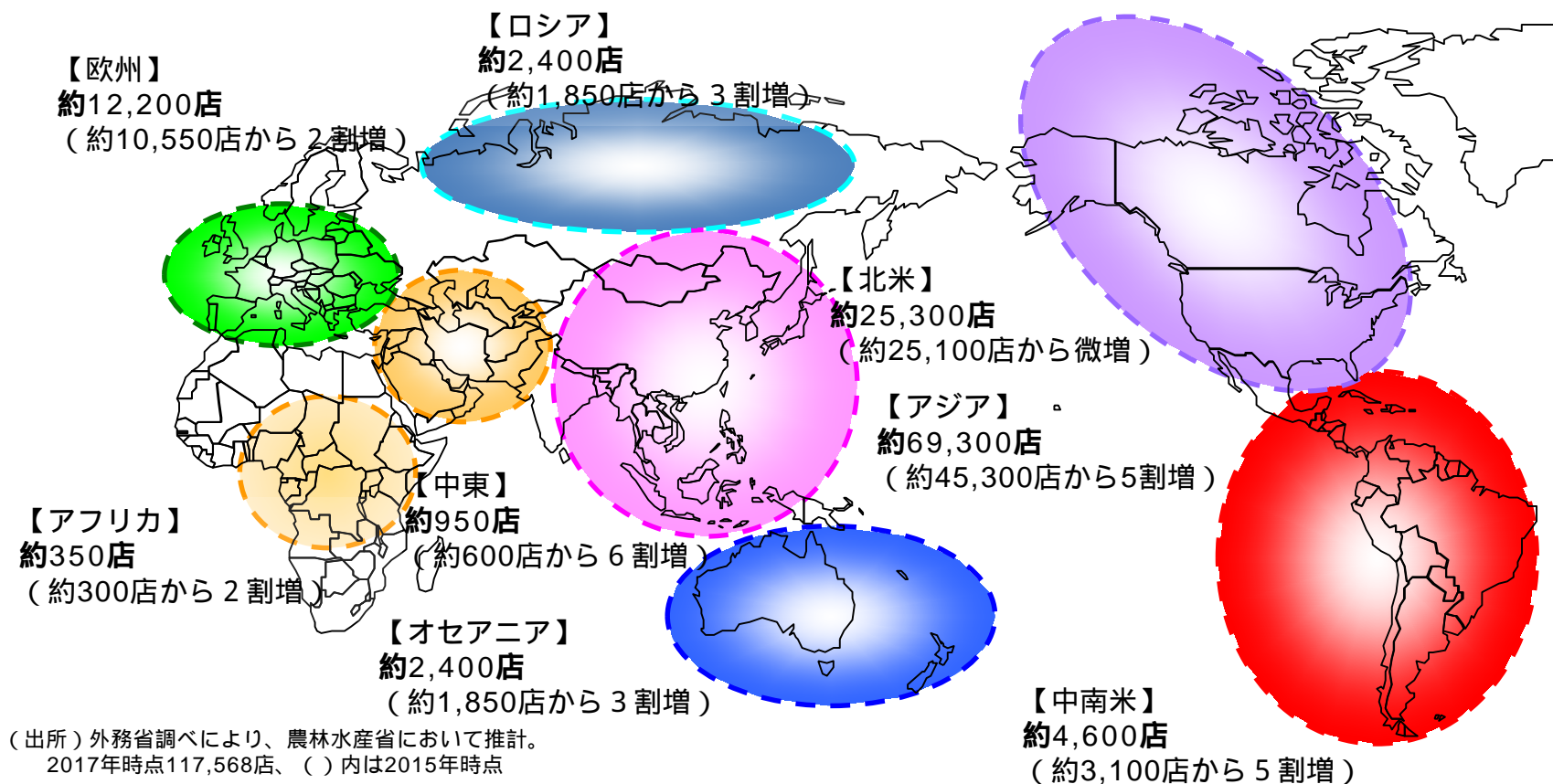
(参考) 輸出国・地域別の牛肉の輸出施設認定状況

	米国	カナダ	香港	NZ	オーストラリア	アルゼンチン	ウルグアイ	EU	シンガポール	オーストラリア	フィリピン	ブラジル	台湾	インドネシア	マレーシア	UAE	カタール	バーレーン	マカオ	タイ	ミャンマー	ロシア等	ベトナム
施設数	11	9	11	10	9	3	1	4	13	8	10	4	29	2	2	4	4	4	66	70	51	4	65

海外における日本食レストラン数

海外の日本食レストランは、
約2.4万店（2006年） 約5.5万店（2013年） 約8.9万店（2015年） **約11.8万店（2017年）**
に増加。

農林水産省も、2016年から民間団体による**日本食材サポーター店認定制度**（日本食材を使用する海外の飲食店等を「見える化」）や**日本料理の調理技能認定制度**（海外の外国人料理人について日本料理の知識等が一定レベルに達した者を認定）を推進。



輸出促進とインバウンドの一体的な推進(イメージ)

